

社債権者集会招集通知

2024年11月18日

第5回無担保社債の社債権者各位

株式会社永谷園ホールディングス

株式会社永谷園ホールディングス（以下「当社」といいます。）は、当社が2021年7月21日に発行した総額100億円（残高100億円）の第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP364820AM75）（以下「本社債」といいます。）について、下記のとおり本社債の要項に定める償還金額並びに償還及び利息支払いの期限の条件変更を行う社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。書面による議決権行使を行う場合には、下記をご参照の上、2024年12月2日（当日午後3時必着）までに議決権行使書面を当社代理人までご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

- 日時：2024年12月3日（火）午後2時
- 場所：TKP 新橋汐留ビジネスセンター カンファレンスルーム 301
〒105-0004
東京都港区新橋4-24-8
2 東洋海事ビル
- 会議の目的事項

議案： 本社債の社債要項の一部を変更する件

（議案の内容）

本社債の社債要項（以下「本要項」という。）を、以下のとおり変更する（下線は変更部分を示す。）。

変更前	変更後
6. 償還金額 額面100円につき金100円	6. 償還金額 額面100円につき金100.34815円
8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、2026年7月21日にその総額を償還する。	8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、2025年1月16日にその総額を償還する。
9. 利息支払いの方法及び期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022年1月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月21日及び7月21日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。	9. 利息支払いの方法及び期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022年1月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月21日及び7月21日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払うものとし、 <u>2024年7月22日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> た

(以下省略)	だし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (以下省略)
--------	--

(提案の理由)

2024年9月10日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む議案について、2024年9月10日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決され、その結果、2024年9月27日をもって当社の普通株式は上場廃止となりまして、本株式併合の効力発生日である2024年10月1日付で、当社の株主はエムキャップ十二号株式会社及び三菱商事株式会社の二社のみとなりました（以下「本非公開化」といいます。）。

当社が、本非公開化に伴い、本社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、各社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、変更前の各社債の償還期日までの利息相当額を加算して算出しております。

4. 本社債の社債権者であることを証する書面の提示

本集会における議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第86条第1項乃至第3項に従い、本集会の1週間前（2024年11月26日（火））までに、振替法第86条第3項の規定による証明書（以下「86条証明書」といいます。）を、当社にご提示いただく必要がありますので、同日までに、下記送付先にご提出ください。ご提出いただいた86条証明書は、当社において本集会終了までの間お預かりし、「預り証」を発行いたします。本集会にご出席の際は、「預り証」をご提示ください。「預り証」のご提示をもって、証明書の提示があったものとみなします。また、書面により議決権を行使される場合には、2024年12月2日（当日午後3時必着）までに到着するよう、議決権行使書面を下記にご送付ください。

(86条証明書及び議決権行使書面の提出・送付先)

〒105-8448

東京都港区西新橋2-36-1

株式会社永谷園ホールディングス 管理本部経理財務部

電話：03-3432-2515

受付時間：午前9時～午後5時

（土曜・日曜・祝日を除く）

5. 書面による議決権行使に関する事項

- (1) 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、賛同したものとして取り扱うことといたします。
- (2) 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

以上